

令和6年10月1日

萩商工会議所 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日までの3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などについて全職員に周知する。

<対策>

- 令和6年10月～ 制度に関するチラシを作成し、グループウェアにて全職員に周知する。

目標2：子の看護休暇について、子の行事参加等の場合も取得可能とすることや、対象となる子の範囲を中学校就学の終期までとすることを育児・介護休業規則に明記し、法を上回る範囲まで拡大することで、利用しやすいようにする。

<対策>

- 令和6年10月～ 育児・介護休業規則の改定について検討開始
- 令和6年12月 同規定の改定について常議員会へ上程・承認
- 令和6年12月～ 制度の導入  
変更後の育児・介護休業規則の配布による全職員への周知